

# みんなでささえる介護保険

## ～皆さんの保険料は貴重な財源です～

【表4】介護保険料の納め方

	対象者	納め方	納期
特別徴収	●老齢基礎年金等で、受給額が年額18万円以上のかた	年金から天引き	年金の支払い日（年6回・偶数月）
普通徴収	●老齢基礎年金等で、受給額が年額18万円未満のかた（未受給のかたも含む。） ●年度途中で年金受給者になったかた ●年度途中で65歳になったかた ●年度途中で他市区町村から転入したかた	納付書による納付または口座振替	7月から翌年2月の月末（年8回） ※12月のみ25日 ※納期限が土・日曜日、祝日の場合は、翌営業日になります。

※年金天引きの保険料は年6回（偶数月）の支払いとなりますが、そのうちの4月と6月分は前年度2月分の保険料額で算定しています。

### 普通徴収の場合は、便利な口座振替をおすすめします

口座振替は、一度申し込むと、各納期限日に指定の口座から保険料を振り替えるため、納め忘れがなく、たいへん便利です。

**申込方法** 次の取扱金融機関の窓口、または市役所でお申し込みください。

**取扱金融機関** 埼玉りそな銀行、南彩農業協同組合、埼玉信用金庫、足利銀行、三井住友銀行、武蔵野銀行、三菱UFJ銀行、中央労働金庫、りそな銀行、ゆうちょ銀行の各本・支店

**持っていくもの** 白岡市口座振替依頼書兼廃止届出書（自動払込利用申込書）、介護保険料納付通知書、通帳、印鑑（認印及び通帳届出印）、窓口にお越しになるかたの身分証明書

### 介護保険料を滞納すると

#### ●1年以上滞納した場合

介護サービス費用は、いったん全額自己負担し、後から申請することにより、負担した費用の保険給付部分が払い戻されます。

#### ●1年6か月以上滞納した場合

介護サービス費用は、いったん全額自己負担となり、申請をしても保険給付費の一部または全部が一時的に差し止められます。  
さらに滞納が続くと、差し止められた保険給付費から滞納分の保険料が差し引かれます。

#### ●2年以上滞納した場合

納期限から2年以上滞納した分の保険料は、遡って納められなくなります。そして、滞納期間に応じてサービス費用の自己負担が引き上げられます。  
また、一定の負担額を超えた場合の払い戻し（高額介護サービス費の支給）が受けられなくなります。

**納期限内の納付にご協力をお願いします。**

**問合せ** 高齢介護課介護保険管理担当 内線 176・177・179

### 後期高齢者医療制度のお知らせ

#### 今年度の保険料額が決定しました

7月中旬に、後期高齢者医療保険料額決定通知書がお手元に届きますので、保険料額や納め方をご確認ください。

#### 保険料の軽減特例が見直されます

世代間の公平の観点等から、後期高齢者医療保険料の均等割の軽減率が見直されます。

①同一世帯の被保険者及び世帯主の前年中の総所得金額等の合計額が33万円以下のかた

令和元年度 均等割8.5割軽減（年間保険料6,250円/年）

②①に該当するかたのうち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下（他の各種所得なし）のかた

令和元年度 均等割8割軽減（年間保険料8,340円/年）

令和2年度 均等割7.75割軽減（保険料9,380円/年）

令和2年度 均等割7割軽減（保険料12,510円/年）

#### 被保険者証（保険証）及び限度額認定証の送付

現在お持ちの「被保険者証」及び「限度額認定証」の有効期限は、7月31日（金）です。

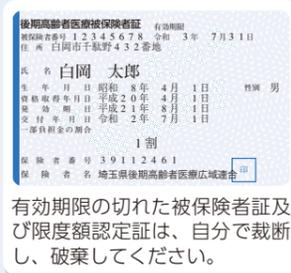
7月中旬に、新しい有効期限の被保険者証及び限度額認定証（※8月以降も継続して該当するかた）をお送りしますので、内容を確認のうえ8月1日（土）からご使用ください。

#### 後期高齢者医療の医療費の状況

白岡市の後期高齢者医療に加入しているかたの医療費は、右表のとおりです。

今後も医療費は増加することが予想されるため、被保険者の皆さんには、病気の早期発見・早期治療、ジェネリック医薬品の活用、同じ病気で複数医療機関の受診を控えるなどのご協力をお願いします。

**問合せ** 保険年金課後期高齢者医療担当 内線 147・148



有効期限の切れた被保険者証及び限度額認定証は、自分で裁断し、破棄してください。

年度	年間医療費総額	一人当たり年間平均医療費
平成30年度	5,635,813,877円	858,072円
平成29年度	5,335,959,483円	855,807円

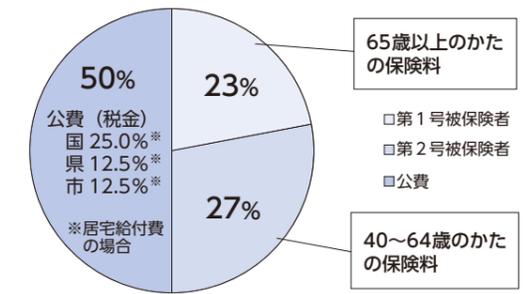
### 介護保険制度とは

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、高齢者の介護を社会全体で支えていこうというしくみです。その運営主体（保険者）は、市区町村です。

### 年額保険料のお知らせ

65歳以上のかたの令和2年度介護保険料【表2】は、4月1日現在の世帯の市区町村民税課税状況や本人の所得等に応じて決定し、7月中旬に納付通知書等でお知らせします。

【表1】介護保険の財源の内訳



【表2】第1号被保険者（65歳以上のかた）の介護保険料

所得段階	市区町村民税課税状況	対象者（前年の所得状況等）	基準額に対する負担割合	保険料（年額）
第1段階	世帯非課税 本人非課税	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金※1受給者 ●合計所得金額※2と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.30	17,100円
第2段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下	0.45	25,700円
第3段階	世帯課税 本人非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える	0.70	40,000円
第4段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.90	51,500円
第5段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える	基準額※3	57,200円
第6段階	本人課税	合計所得金額が120万円未満	1.20	68,600円
第7段階		合計所得金額が120万円以上150万円未満	1.35	77,200円
第8段階		合計所得金額が150万円以上200万円未満	1.40	80,100円
第9段階		合計所得金額が200万円以上250万円未満	1.60	91,500円
第10段階		合計所得金額が250万円以上300万円未満	1.65	94,400円
第11段階		合計所得金額が300万円以上350万円未満	1.75	100,100円
第12段階		合計所得金額が350万円以上400万円未満	1.80	103,000円
第13段階		合計所得金額が400万円以上450万円未満	1.85	105,800円
第14段階		合計所得金額が450万円以上500万円未満	1.90	108,700円
第15段階		合計所得金額が500万円以上550万円未満	1.95	111,600円
第16段階		合計所得金額が550万円以上600万円未満	2.05	117,300円
第17段階		合計所得金額が600万円以上	2.15	123,000円

- ※1 老齢福祉年金 明治44年（1911年）4月1日以前に生まれたかた、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれたかたで一定の要件を満たしているかたが受けている年金
- ※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額。所得段階が第1～5段階のかたの合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。また、分離課税所得があるかたの合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。
- ※3 基準額 月額基準額4,770円×12か月（100円未満切り捨て）

### 介護保険料を【表3】介護保険料の変更について

所得段階	平成30年度		令和元年度		令和2年度		平成30年度から軽減した保険料（年額）
	基準額に対する負担割合	保険料（年額）	基準額に対する負担割合	保険料（年額）	基準額に対する負担割合	保険料（年額）	
第1段階	0.45	25,700円	0.375	21,400円	0.30	17,100円	8,600円※
第2段階	0.70	40,000円	0.575	32,900円	0.45	25,700円	14,300円
第3段階	0.75	42,900円	0.725	41,400円	0.70	40,000円	2,900円

※所得段階が第1段階のかたは、平成27年度から基準額に対する負担割合を0.50から0.45に軽減しており、負担割合を0.50から0.30に軽減したものと計算すると、軽減した保険料は11,500円となります。